

天理市ヘイトスピーチの解消の推進に関する条例

令和7年6月24日天理市条例第30号

(目的)

第1条 この条例は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号。以下「法」という。）の理念にのっとり、ヘイトスピーチが差別的意識を助長し又は誘発する目的で本邦外出身者を地域社会から排除することを扇動するものであり、解消されなければならない重要な課題であることに鑑み、ヘイトスピーチの解消の推進を図るため、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の果たすべき責務を明らかにするとともに、その解消に関する施策を推進し、もって全ての人々が相互に尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ヘイトスピーチ 法第2条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動をいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し又は滞在している者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。

(基本理念)

第3条 ヘイトスピーチの解消に関する施策は、一人ひとりがヘイトスピーチは許されないものであると認識し、その解消の必要性について理解を深めることを旨として、推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ヘイトスピーチの解消に関する施策を実施する責務を有する。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、ヘイトスピーチの解消の必要性に対する理解を深めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、ヘイトスピーチの解消の必要性に対する理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(ヘイトスピーチの解消に関する施策等)

第7条 市は、次に掲げるヘイトスピーチの解消に関する施策を実施するものとする。

(1) ヘイトスピーチの解消の必要性に対する市民等及び事業者の理解を深めるため、その教育及び広報その他の啓発活動を行うこと。

(2) ヘイトスピーチに関する相談に的確に応じるとともに、そのために必要な取組を行うこと。

2 市は、国、県及び関係機関と連携し、前項に規定する施策を推進する体制の充実に努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。